

佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1条 この手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 「佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領」(以下「措置要領」という。)の規定による入札参加一時停止
- (2) 措置要領の規定による書面による警告又は注意

(入札参加一時停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第2条 知事は、措置要領第6条の2の規定による通知において、入札参加一時停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 知事は、入札参加一時停止又は警告等を行う場合には、当該入札参加一時停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第3条 第1条各号に掲げる措置を受けた者は、当該措置について、苦情申立書(様式第1号)により苦情を申し立てることができる。

- 2 苦情申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
 - (2) 申立てに係る措置の内容
 - (3) 申立ての趣旨及び理由
 - (4) 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - (1) 入札参加一時停止 当該入札参加一時停止の期間内
 - (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第4条 知事は、苦情申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内(佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)に書面(様式第2号)により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期限を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第5条 知事は、第3条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年8月1日以降に行う入札参加一時停止措置から適用する

苦 情 申 立 書

年 月 日

佐賀県知事 様

(申立者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置に係る苦情処理手続要領第3条に基づき、下記のとおり申立てます。

記

申立てに係る 措置の内容	
申立ての趣旨	
申立ての理 由、根拠等	

回 答 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

佐賀県知事 印

佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置に係る苦情処理手続要領第3条に基づき 年 月 日付けで申立てのあったことについて、下記のとおり回答します。

記

(苦情申立てを認めない場合)

申立てに対する判断	
申立てを認めないとする理由	

(苦情申立てを認める場合)

申立てに対する判断	
措置の変更等	